

令和5年度 田上町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和5年4月1日策定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、田上町（以下「町」という。）における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、もって就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町が発注する物品等を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次の事業所等とし、町内の施設を優先するものとする。

- (1) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 就労移行支援事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター

4 調達の対象となる物品等

(1) 物品

事務用品・書籍、食料品・飲料品、小物雑貨、その他の物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他のサービス・役務

5 調達推進方法

町は障がい者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署へ情報提供を行い、各部署はその情報を基に予算の適正な執行に留意しつつ、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。

6 調達の目標

令和5年度の調達目標は、調達件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度実績を上回るよう努めることとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、町ホームページ等で公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等で公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉課とする。